

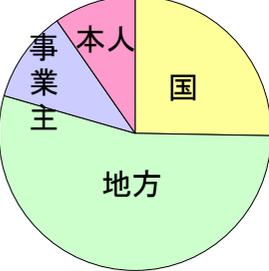
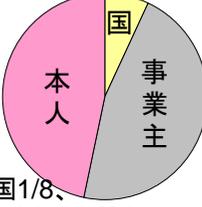
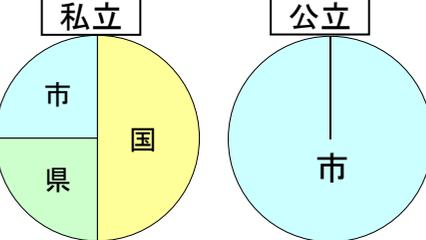
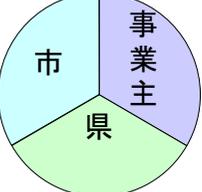
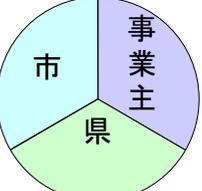
# 次世代育成支援に関する費用負担の現状等

## 目 次

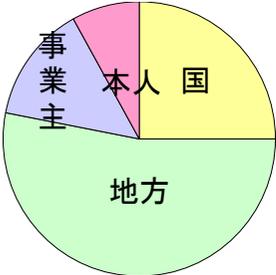
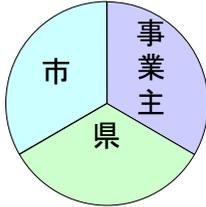
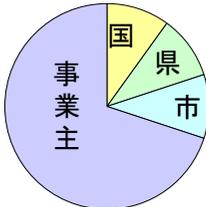
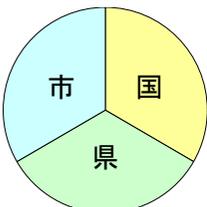
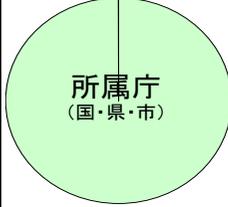
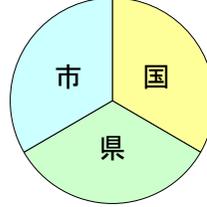
- ・現行制度の費用負担と考え方【P1～】
- ・財源構成の国際比較【P5】
- ・社会保険による次世代育成支援【P6～】
- ・社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援【P8～】
- ・各制度の費用負担の現状(事業主負担・地方負担・利用者負担)【P11～】

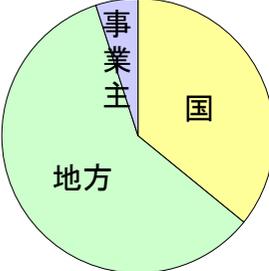
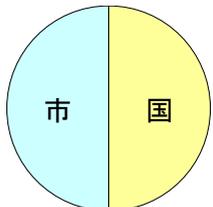
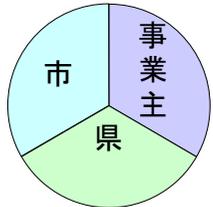
# 次世代育成支援に関する主な給付・サービスの費用負担と考え方

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と表記

類 型	給付種別	給付額	費用負担
<p>I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援</p> <p>【I全体の費用負担内訳(推計)】 約1兆3,100億円 (※右記のほか出産手当金・国共済・地共済の育児休業給付を含む)</p>  <p>■ 国25% ■ 地方54% ■ 事業主11% ■ 本人10% (平成19年度予算ベース)</p>	<p>育児休業給付</p> <p>約1300億円 ※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【国1/8、事業主7/8】給付については、それに準じた取扱い) ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p>	<p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。</li> <li>○ また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業保険料(労使折半)7/8)</li> </ul>
	<p>保育所</p> <p>約1兆200億円 ※平成20年度予算ベース ※公立分は一般財源化されているため推計額 ※保護者負担を含めると約1兆7800億円(推計)</p>	 <p>【国1/2、県1/4、市1/4】 【市10/10】</p>	<p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実施に要する費用を国・都道府県・市町村が負担。</li> <li>○ なお、公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化(三位一体の改革)。</li> </ul>
	<p>病児・病後児保育</p> <p>約80億円 ※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「児童育成事業」(※)の一つとして補助を実施。</li> </ul>
	<p>放課後児童クラブ</p> <p>約500億円 ※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「児童育成事業」(※)の一つとして補助を実施。</li> </ul>

※ 「児童育成事業」・・・児童手当制度において実施している①育児に関する援助、②児童の健全育成に関する事業。地域住民の福祉に密接につながるにより地方公共団体に一定の負担を求めるとともに、現在及び将来の労働力確保の観点から事業主にも一定の負担を求めている。1

類 型	給付種別	給付額	費 用 負 担
<p>Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス</p> <p>【Ⅱ全体の費用負担内訳(推計)】</p> <p>約2兆5,700億円 (※右記のほか児童扶養手当・出産育児一時金等含む)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国25%</li> <li>■ 地方53%</li> <li>■ 事業主14%</li> <li>■ 本人8%</li> </ul> <p>(平成19年度予算ベース)</p>	<p>一時預かり</p>	<p>約80億円 ※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 「児童育成事業」(p2)の一つとして補助を実施。</p> </div>
	<p>児童手当</p>	<p>約1兆300億円 ※平成20年度予算ベース</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>被用者(3歳未満)</p>  <p>【国・県・市各1/10、事業主7/10】 ※特例給付は事業主10/10</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>被用者(3歳以上)</p>  <p>【国・県・市各1/3】</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>公務員</p>  <p>【所属庁10/10】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>非被用者(自営等)</p>  <p>【国・県・市各1/3】</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 児童手当制度は、まず、我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担を行っている。</p> <p>○ また、地域住民の福祉の増進にも密接につながることから、地方公共団体も一定の負担を行っている。</p> <p>○ さらに、児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分については、事業主も一定の負担を行っている。</p> <p>○ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賸われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p> </div>

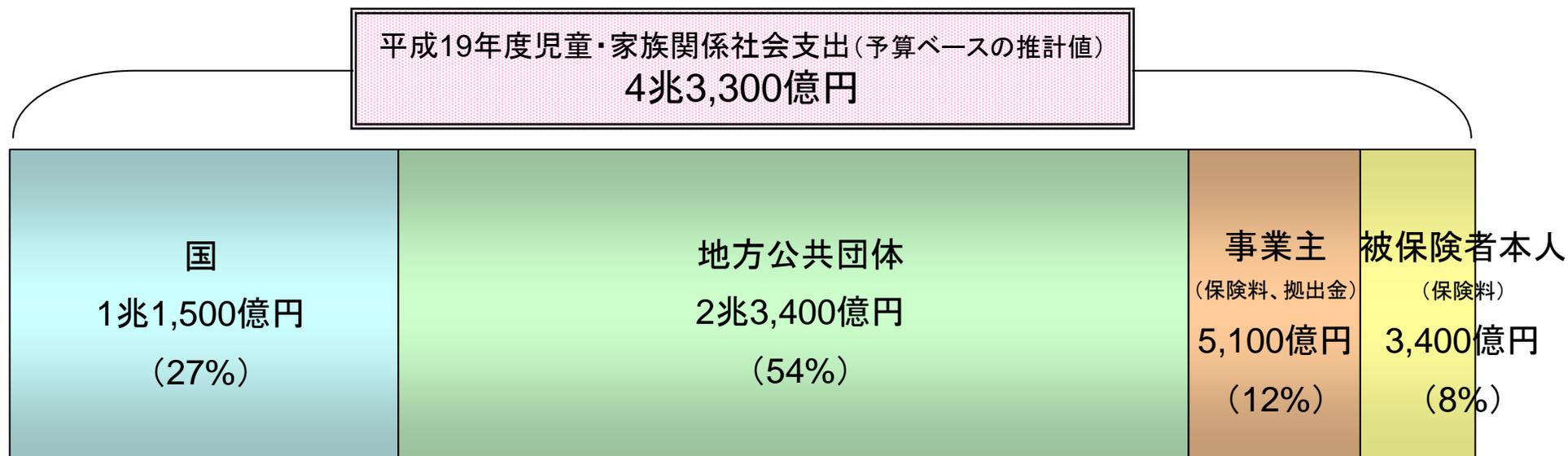
類 型	給付種別	給付額	費 用 負 担	
<p>Ⅲ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組</p> <p>【Ⅲ全体の費用負担内訳(推計)】</p> <p>約4,500億円</p> <p>(※右記のほか社会的養護・障害児支援含む)</p>  <p>■ 国36% ■ 地方59% ■ 事業主5%</p> <p>(平成19年度予算ベース)</p>	<p>全戸訪問</p> <p>—</p> <p>※次世代育成支援対策交付金(事業費ベース750億円)の内数</p>		 <p>【国1/2、市1/2】</p>	<p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 次世代法による市町村行動計画に基づく措置の推進の一環として、「次世代育成支援対策交付金」による国庫補助を実施。</p>
	<p>地域子育て支援拠点</p>	<p>約300億円</p> <p>※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 「児童育成事業」(p2)の一つとして補助を実施。</p>

※妊産婦健診については地方財政措置

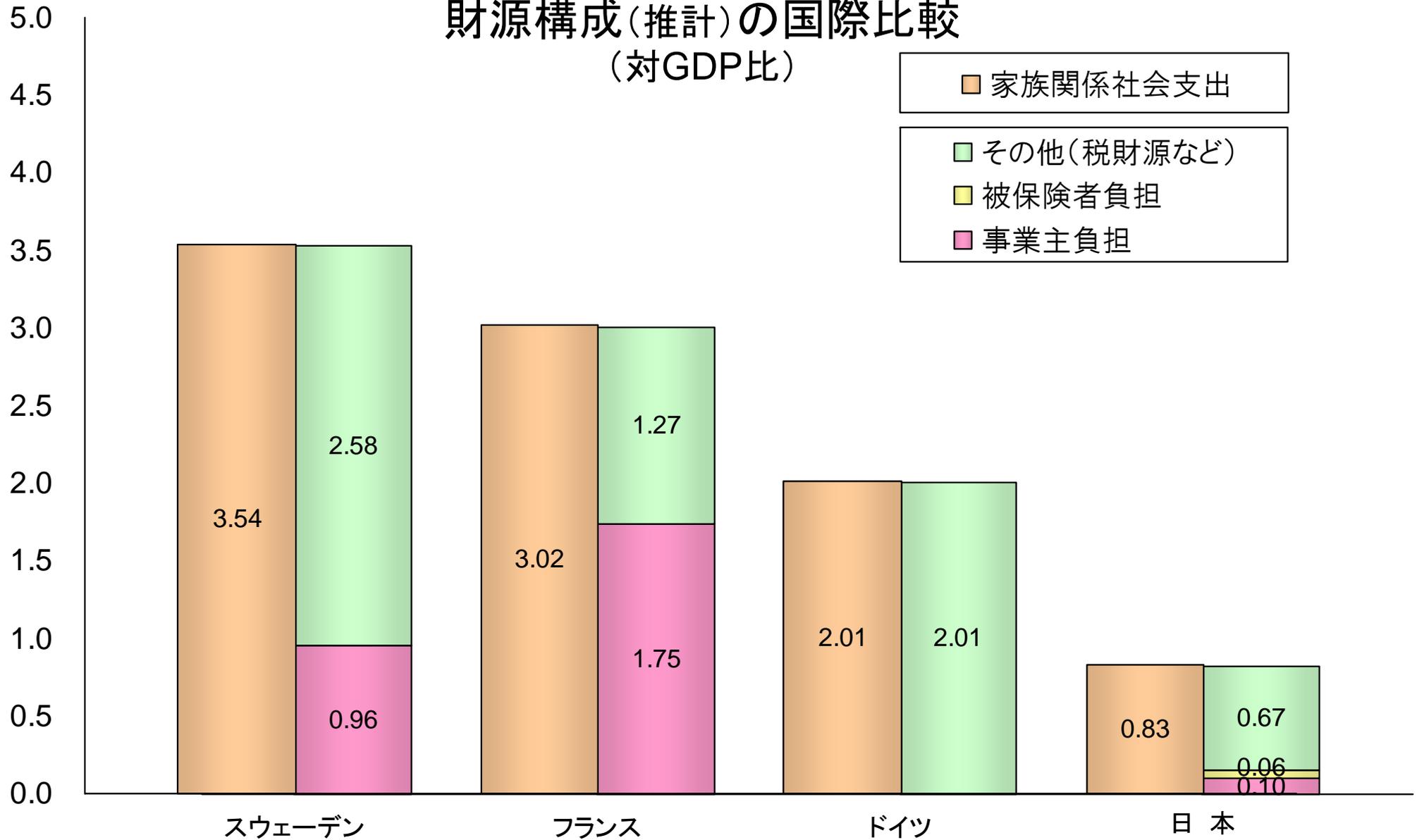
※給付額については、100億円未満のものについては10億円単位で四捨五入、100億円以上のものについては100億円単位で四捨五入している。

## 次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したものの。



# 次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の 財源構成(推計)の国際比較 (対GDP比)



2003年度(日本は2007年度予算ベース)

# 社会保険による次世代育成支援の構想例

## ■ 九州地方知事会『育児費用の社会的支援等に関する研究会報告書』(2004年10月)における構想

### 《社会保険とする趣旨》

○ 税財源では、現下の経済情勢では必要な費用を賄うことが困難。社会全体で子育て支援に係る費用を支援すべき

### 《具体的な構想内容》

#### ■ 保険者 ……市町村

(※ ①子育て関係単独の社会保険創設、又は、②介護保険制度へ障害者関係と子育て関係を統合)

#### ■ 被保険者…20歳以上のすべての国民

#### ■ 財源 ……税 + 社会保険料

#### ■ 給付内容

保育(通常保育、延長保育、休日保育等)、地域子育て支援(地域子育て支援拠点等)、母子保健・医療(妊産婦健診助成等)、経済的支援(児童手当等)、社会的養護(児童養護施設等)、教育(幼稚園、高校・大学の奨学金等)

#### ■ 給付方式・利用者負担

- ・ 各市町村が、子どもの出生順、年齢等を参考に、支援の必要度(「要支援度」1～5)を認定。
- ・ 要支援度ごとの給付限度額を設定する等により、1人当たりの受給量の均衡を図る。
- ・ 利用者負担に関しては、受益者負担を原則(1割etcの定率負担を念頭)。

# 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

- 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故とする場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

## 【社会保険による場合の利点等】

- 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

## 【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないか。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、次世代育成支援においては、親の未納に対して子に不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」…生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもってしては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)

# 社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援の例

## — フランスの全国家族手当金庫による家族政策の展開 —

- フランスにおいては、次世代育成支援に関する施策を「全国家族手当金庫」を中心に運営。
- その特色としては、
  - ① 国・事業主・個人といった各主体の拠出により社会全体で費用を支えている
  - ② 運営が、行政の一方的意思ではなく、運営機関（「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」）との合意に基礎を置く「契約」により定められている
  - ③ 運営機関（「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」）には、事業主・被保険者（個人）等の関係者代表を構成員とする「理事会」が置かれ、意思決定・執行を行っている  
点が挙げられる。

### 1. 運営

- 「国」（政府）と「全国家族手当金庫」の間で、複数年（最低3年）の「目標・運営協定」を締結。

《「目標・運営協定」の内容》

- ・ 給付・サービス、質の改善に関する目標
- ・ 拠出金（事業主）、一般社会拠出金（個人）の徴収に関する目標
- ・ 協約の変更手続、評価に関する手続

等

- 「全国家族手当金庫」と「家族手当金庫」（各県1～2箇所）の間においても、「運営契約」を締結。  
（各種現金給付については、「運営契約」に基づき各県の「家族手当金庫」が各家族に対し支給。）

- 各県の「家族手当金庫」と「自治体」の間においても、「子ども契約」を締結。  
（保育施設の整備・運営に関しては、「子ども契約」に基づき、各県の「家族手当金庫」から「自治体」を通じ、各家族と保育施設に対し、補助が行われる。）

## 2. 意思決定機構

- 「全国家族手当金庫」、各県の「家族手当金庫」のいずれにも、事業主・被保険者その他の関係者代表から構成される「理事会」が置かれ、「理事会」を最高意思決定機関・執行機関として運営。

## 3. 事業内容

### (1) 法定給付

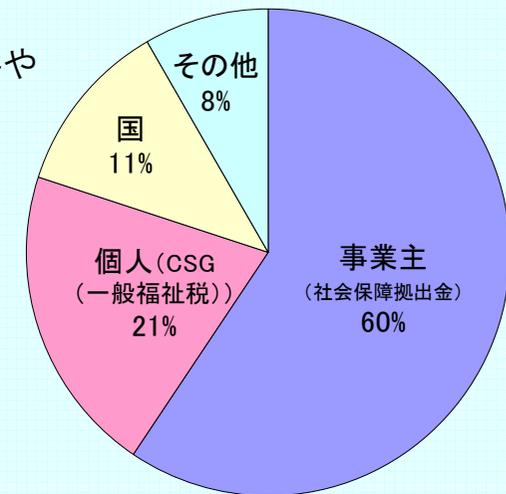
- 各県の「家族手当金庫」が法定給付を各家族に対し支給。（主なものは、乳幼児迎え入れ手当（休業中の所得保障・保育費用補助））

### (2) 社会的事業

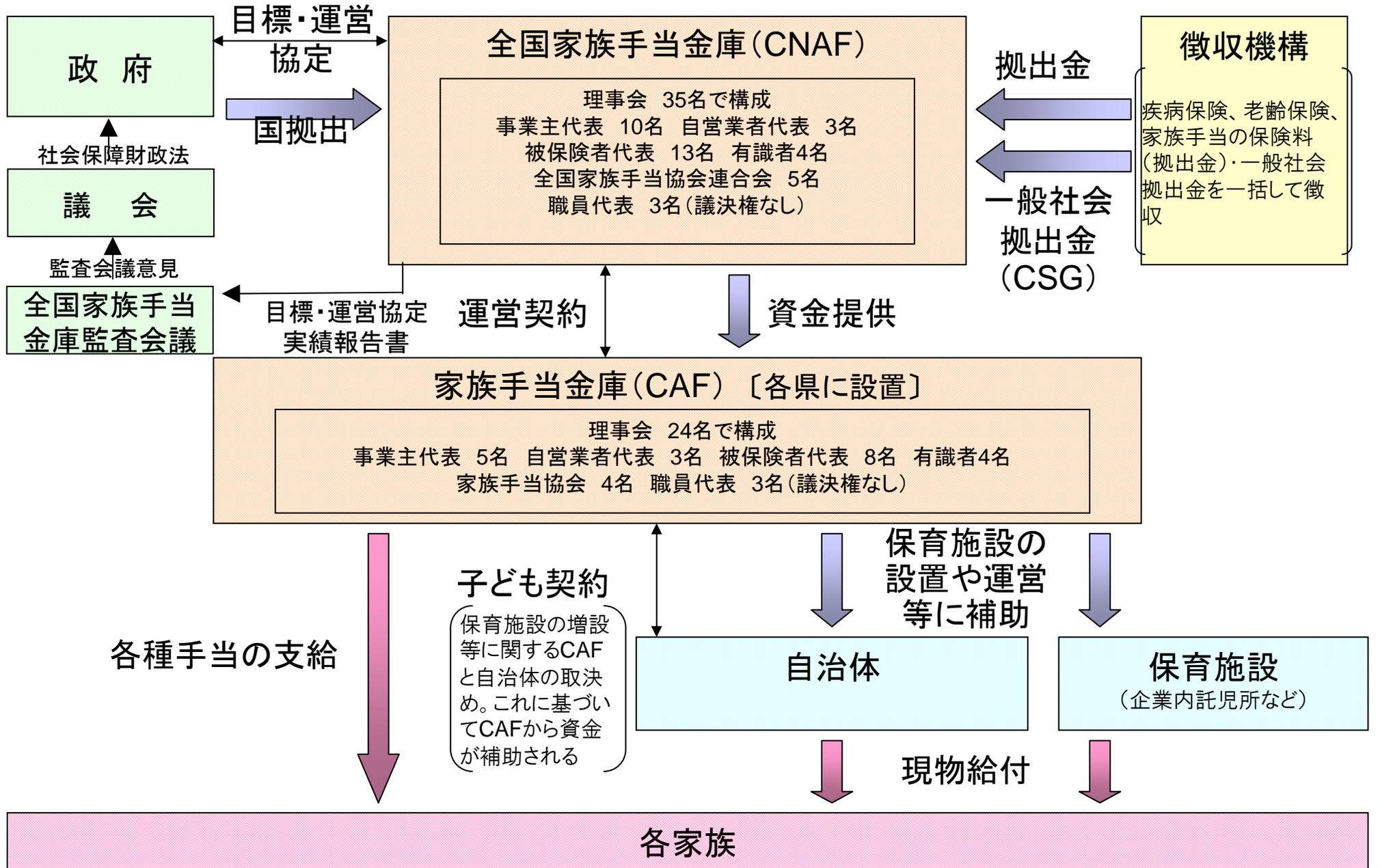
- 各県の「家族手当金庫」が自治体を通じ、各種保育施設の施設整備費、運営費に対する補助等を実施。

## 4. 財源構成

- ① 社会保障拠出金・・・事業主が賃金の5.4%相当を拠出。（徴収は、他の社会保険料や一般福祉税(CSG)と一括して専門機関(社会保障・家族手当掛金回収連合)が徴収。）
- ② 一般福祉税(CSG)・・・個人の所得に課せられる社会保障目的税(7.5%)。  
(うち、全国家族手当金庫相当分は1.1%。)
- ③ 国庫からの拠出金
- ④ その他(一般福祉税(CSG)以外の税など)



# フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



# 各制度の費用負担の現状①

## －事業主負担の考え方－

- 医療・年金・介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接・間接に事業主の利益につながる  
こと、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

制度	事業主負担の割合の経緯	事業主負担の考え方
政府管掌 健康保険	制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし	被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有し、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。
組管管掌 健康保険	制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後変更なし。ただし、規約で定めるところにより、事業主の負担割合を増加させることが可能。	原則労使折半としている部分については政府管掌健康保険（政管）と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業主による福利厚生の上の観点から、規約に定める場合には事業主の負担割合を増加することができることとしている。
厚生年金	制度発足時（昭和17年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし	被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有することから</u> 、事業主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。

雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業等給付に係る保険料率 失業保険制度発足時（昭和22年）労使折半（負担割合 1/2）以後、変更なし</li> <li>・雇用保険三事業に係る保険料率 雇用保険制度発足時（昭和50年）全額事業主負担以後、変更なし</li> </ul>	<p>雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、<u>保険事故である失業が労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。</u></p> <p>また、<u>附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。</u></p>
児童手当	<p>制度発足時（昭和47年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者に対する給付の 7/10</li> <li>・非被用者に対する給付は全額公費負担</li> </ul> <p>昭和57年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10</li> </ul> <p>平成12年・平成16年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以上の児童に対する給付等につき 公費負担により支給範囲を拡大</li> </ul>	<p><u>児童手当制度は将来における労働力の維持、確保につながり、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。</u></p>
介護保険	<p>第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに定めることが可能。</p>	<p>制度創設により介護サービスの充実が図られ、傷病の重度化の防止等、<u>従業員の離退職の防止等が期待されること、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の事業主負担が軽減されること、企業も社会的責任を有していることなどの考え方によるもの。</u>その負担割合については、第2号被保険者の介護保険料は医療保険に上乗せで徴収されており、医療保険各法の規定に基づき算定されることによる。</p>

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」（平成17年7月26日）資料より抜粋】

## 各制度の費用負担の現状②

### －市町村に対する財政支援の状況－

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による財政支援が行われている。

制 度	市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合
保育所	私立・・・75%【市町村負担25%】      公立・・・0%【市町村負担100%】
児童育成事業	66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】
次世代育成支援対策交付金事業	50%【市町村負担50%、国庫負担50%】
国民健康保険	100%【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。)
介護保険	87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%)
障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等)	75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】

# 次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけではない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

## 【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
0歳児	17.3万円	3.5万円	13.8万円	2 : 8
1・2歳児	10.3万円	3.5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2.8万円	2.2万円	6 : 4
4歳以上児	4.3万円	2.6万円	1.7万円	6 : 4

## 【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆7800億円	7600億円	1兆200億円	4 : 6

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出